

# 令和4年奈良県公立学校教職員(任期付)採用候補者選考試験受験案内

奈良県教育委員会

令和4年奈良県公立学校教職員(任期付)採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

この試験は、地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律、奈良県職員の育児休業等に関する条例、奈良県職員の育児休業等に関する規則、奈良県職員の配偶者同行休業に関する条例及び、奈良県職員の配偶者同行休業に関する規則の規定に基づく奈良県公立学校教職員(任期付)の採用候補者を選考するために行います。

選考試験合格者を、3年間を限度として任期付教職員候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。育児休業、育児短時間勤務及び配偶者同行休業をする職員の当該承認期間に応じ、名簿登載者の中から任期付教職員として採用します。

## 1 募集する職種・校種等

### (1) 育児休業、配偶者同行休業を取得する職員の代替(常勤)

職種	校種等(教科等)
講師	全校種(全教科・科目)
講師(養護教諭の代替教員)	全校種
講師(栄養教諭の代替職員) 栄養職員	小学校・中学校・特別支援学校
実習助手	県立高等学校又は特別支援学校
寄宿舎指導員	特別支援学校

### (2) 育児短時間勤務をする職員の代替(非常勤)

育児短時間勤務とは、小学校就学までの子を養育するため、通常勤務時間より短い時間で勤務することができる制度です。本務者が勤務しない日・時間に代替教職員として勤務します。

職種・校種等は上記(1)に同じです。

## 2 応募資格

次の各号に掲げる要件に該当する者

- (1) 学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状を所有する者(令和4年3月31日までに取得できる見込みの者を含む)で、教員免許更新制において所持する免許状の有効な状態を、令和4年4月1日現在で保持できる者(栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員を除く)
- (3) 栄養職員については、栄養士免許状または管理栄養士免許状を所有する者(令和4年3月31日までに取得できる見込みの者を含む)
- (4) 県内どこにでも勤務できる者

### 3 出願手続

(1) 願書及びプレゼンテーションシート

奈良県教育委員会事務局教職員課ホームページから受験案内、願書及びプレゼンテーションシートをダウンロードしてください。その際、印刷はA4判にし、プレゼンテーションシートは1枚にまとめてください。

(2) 提出書類

ア 奈良県公立学校教職員(任期付)採用候補者選考試験願書(写真2枚貼付)

イ プレゼンテーションシート(題「奈良県の教職員として取り組みたいこと」)

ウ 連絡用封筒2通(長形3号:12.0cm×23.5cmの定形のり付封筒に254円分の切手(特定記録での郵送のため必要)を貼付し、宛先を記入したもの)

※ 令和4年度奈良県公立学校再任用対象者で、育児短時間勤務代替教職員のみを希望する者については、連絡用封筒1通

(3) 提出先

〒630-8502 奈良県教育委員会事務局教職員課定数管理係(住所不要)

(4) 提出方法及び提出期間

必ず簡易書留又は書留便で郵送してください。(郵送受付のみ)

提出締切 令和3年12月10日(金)(消印有効)

### 4 試験日時及び場所

(1) 日時

令和4年1月15日(土)

受付開始時刻 8時00分～(予定)

※ 各受験者の集合時刻は、令和3年12月23日(木)午前11時頃、奈良県教育委員会事務局教職員課ホームページに掲載します。

※ 集合時刻に遅刻した場合は、受験することができません。

(2) 場所

奈良県立教育研究所 本館(磯城郡田原本町秦庄22-1)

(近鉄橿原線笠縫駅下車南西へ0.8km)

※ 試験場への自動車、二輪車、自転車の乗り入れ及び周辺路上、コンビニ等周辺施設への駐車は厳禁とします。また、自動車やタクシーでの送迎も禁止します。なお、身体に障害等があり、試験場への自動車の乗り入れを必要とする場合は、出願時に連絡してください。

### 5 試験の方法

面接

### 6 名簿登載

選考試験合格者を、3年間を限度として任期付教職員候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。育児休業、育児短時間勤務及び配偶者同行休業をする職員の当該承認期間に応じ、名簿登載者の中から任期付教職員として採用します。

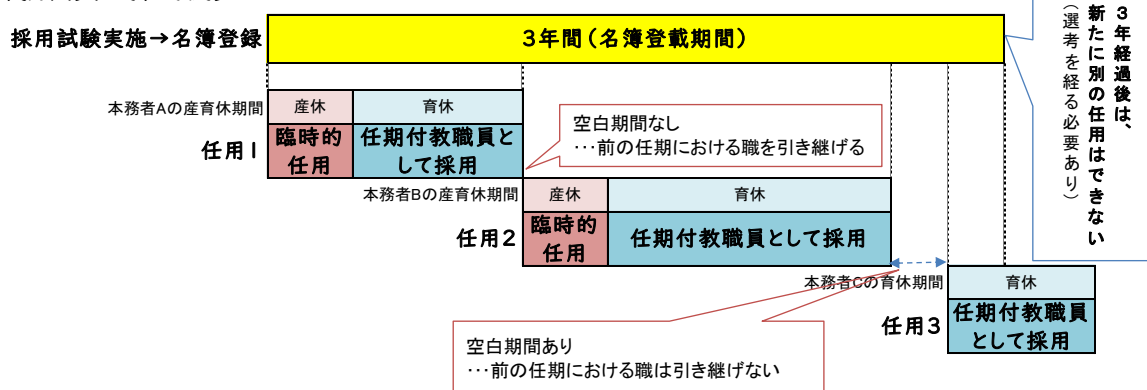
※ 令和4年度奈良県公立学校教員採用候補者選考1次試験合格者である場合は、試験を免除し、名簿に登載します。(出願時に任期付教職員を希望していること)

※ 出願者が令和4年度奈良県公立学校再任用対象者で、育児短時間勤務者の代替教職員のみを希望する場合は、試験を免除し、名簿に登載します。

## 7 採用について

採用する職は講師、栄養職員、実習助手及び寄宿舎指導員とし、任用期間は休業承認期間に応じますが、原則として休業承認期間（最大3年間）とします。採用後、休業中の職員の状況変化により、勤務条件（期間や形態など）が変更することがあります。また、休業取得する職員の状況によっては、年度途中の採用になる場合や臨時的任用職員として採用される場合、または採用されない場合があります。

[代替教職員の採用例]



## 8 その他

- (1) 身体に障害等があり、試験場において配慮を必要とする場合は、出願時に連絡してください。
- (2) 出願者に対する受験票の送付は令和3年12月下旬に行います。**（試験免除者への受験票送付はありません。）**
- (3) 試験の結果は、令和4年2月中旬、本人宛てに郵送で通知します。電話での問合せに応じることはできません。
- (4) 提出書類に不備がある場合は受け付けない場合があります。
- (5) 試験場への自動車、二輪車、自転車の乗り入れ、また、自動車やタクシーでの送迎及び周辺道路上、周辺施設等への駐車を行った場合、受験を認めない対応をします。